

○栗東市屋外体育施設の管理及び運営に関する規則

平成 17 年 9 月 29 日

教委規則第 7 号

栗東市屋外体育施設設置及び管理に関する条例施行規則（平成 3 年栗東町教育委員会規則第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 3 年栗東町条例第 22 号。以下「条例」という。）第 21 条の規定に基づき、栗東市屋外体育施設（以下「屋外体育施設」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理の手続）

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による申請は、栗東市屋外体育施設指定管理者指定申請書（別記様式第 1 号）により、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第 4 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- （1） 年間事業計画書
- （2） 年間収支予算書
- （3） 定款等及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- （4） 役員及び業務に従事するものの名簿及び履歴書
- （5） 当該法人その他の団体の過去 2 年間の活動実績の概要を記載した書類
- （6） 当該法人その他の団体の過去 2 年間の事業収支を記載した書類
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項第 1 号の年間事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1） 経営方針又は運営規則
- （2） 職員の体制
- （3） 施設の運営及び維持管理に係る計画
- （4） 個人情報の保護に関して必要な事項
- （5） 災害、事故その他の緊急事態が発生した場合の対応
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（協定）

第 3 条 条例第 5 条の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 前条第 2 項第 1 号の年間事業計画書に記載された事項
- （2） 委託費の額並びに支払い時期及び方法
- （3） 施設内の物品の所有権の帰属
- （4） 危険負担
- （5） 指定管理者の指定解除に係る手続き

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業報告書)

第4条 条例第12条の事業報告書は、事業報告書（別記様式第2号）によるものとする。

2 指定管理者は、事業報告書に次に掲げる事項を記載し、毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
(2) 施設の利用状況
(3) 利用料金収入の実績
(4) 管理経費等の収支状況
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(再委託の禁止)

第5条 指定管理者は、管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、施設の管理に付随する個別の業務については、この限りではない。

(使用の手続)

第6条 条例第16条の申請書は、栗東市屋外体育施設使用許可申請書（別記様式第3号）によるものとする。

2 前項に規定する申請書の受付は、使用する日の3月前からとする。ただし、設置者又は指定管理者が認める場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて使用の許可を行う。

(遵守事項)

第7条 前条第3項の規定による使用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された使用時間を厳守し、当該時間内に、施設を原状に復して整頓及び清掃をすること。
(2) 施設内での物品の販売、飲食物の提供又はポスター等の貼付を行わないこと。
(3) 騒音を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
(4) 許可を受けた施設等以外のものを使用しないこと。
(5) 火災予防に万全を期し、みだりに火気を使用しないこと。
(6) 施設内の秩序を維持し、清潔な保持に努めること。
(7) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
(8) 指定された場所以外の場所に車両の乗り入れ、及び駐車しないこと。
(9) 前各号のほか、施設の使用及び管理運営に支障のある行為は行わないこと。

(管理責任)

第8条 使用中における事故、災害等について、市及び指定管理者は、施設管理に起する以外はその責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が栗東市教育委員会教育長の承認を得て定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月24日教委規則第10号）

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成20年10月31日教委規則第9号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日教委規則第12号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日教委規則第1号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

年 月 日

栗東市屋外体育施設指定管理者指定申請書

栗東市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者名 印
電話番号

栗東市公の施設における指定管理者の指定を受けたいので、栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

公 の 施 設 名	
-----------	--

(添付書類)

- (1) 年間事業計画書
- (2) 年間収支予算書
- (3) 定款等及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (4) 役員及び業務に従事するものの名簿及び履歴書
- (5) 当該法人その他の団体の過去3年間の活動実績の概要を記載した書類
- (6) 当該法人その他の団体の過去3年間の事業収支を記載した書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

事業報告書

施設名			
団体名			
代表者名			
住所			
電話番号		FAX番号	
担当者名			

1 業務の実施状況

2 施設の利用状況

3 利用料金収入の実績

4 管理経費等の収支状況

5 市長が必要と認める書類

様式第3号(第6条関係)
(表面)

栗東市屋外体育施設利用許可申請書			
指定管理者		様	
		申請者 住所 団体名 代表者名 連絡先 ()	
栗東市屋外体育施設の設置及び管理に関する条例第16条の規定により、下記のとおり申請します。			
記			
利 用 施 設	平谷球場 弓道場		
利 用 日 時	月 日 自 至 時から 時まで	月 日 自 至 時から 時まで	月 日 自 至 時から 時まで
利 用 目 的		参 加 人 員	名
利 用 責 任 者	住所 氏名		
利 用 料 金	円		
減免申請該当事項	減免額 円		
利用承認番号 第 号 栗東市屋外体育施設利用許可書 上記のとおり許可する。ただし、裏面の遵守事項及び次の条件を必ず守ること。			
条 件			
年 月 日 指定管理者			

(裏面)

栗東市屋外体育施設利用遵守事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 許可された利用時間を厳守し、その時間内に原状に復し整頓、清掃をすること。(2) 施設内での物品の販売、飲食物の提供又はポスター等の貼付を行わないこと。(3) 騒音を発するなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。(4) 許可を受けた施設等以外のものを使用しないこと。(5) 火災予防に万全を期し、みだりに火気を使用しないこと。(6) 施設内の秩序を維持し、清潔な保持に努めること。(7) 立入禁止区域に立ち入らないこと。(8) 指定された場所以外の場所に車両の乗り入れ、及び駐車しないこと。(9) 施設、備品等を損傷したときは、速やかに指定管理者に届け出て原状復旧又は指定管理者の指示に従うこと。(10) 上記のほか条例・規則に基づく規定に違反したときは、施設の利用を禁止することがある。 |
|--|

(注) 雨又は雪など、利用者の責任以外の事由で利用できなかったときは、原則として利用料金を返金します。この場合、利用予定日から1週間以内に次のものを添えて申し出てください。

- 1 栗東市屋外体育施設利用許可書
- 2 領収書(上記使用料に係るもの)
- 3 印鑑

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）